

所得税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第一条の四)

第二章 法人課税信託の受託者等に関する通則(第一条の五)

第三章 非課税所得(第二条―第三条の二)

第四章 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(第三条の三―第十五条の二)

第五章 納税地(第十七条)

第二章 居住者の納税義務

第一章 各種所得の金額の計算

第一節 所得の種類及び各種所得の金額(第十八条―第十九条の三)

第二節 収入金額の計算(第二十条―第二十一条の二)

第三節 必要経費等の計算

第四節 棚卸資産の評価(第二十二条・第二十三条)

第五節 有価証券の評価(第二十三条の二―第二十三条の四)

第六節 減価償却資産の償却(第二十四条―第三十四条)

第七節 引当金(第三十五条―第三十六条の三)

第八節 専従者控除(第三十六条の四)

第九節 給与所得者の特定支出(第三十六条の五・第三十六条の六)

第十節 外貨建取引の換算(第三十六条の七・第三十六条の八)

第十一節 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第三十七条―第三十八条)

第十二節 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入(第三十八条の二)

第十三節 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算(第三十八条の三)

第十四節 同上

第十五節 同上

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 同上

第二十節 同上

改正前

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章 非課税所得(第二条・第三条)

第四章 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(第三条の二―第十五条の二)

第五章 同上

第二章 同上

第一章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 同上

第七節 同上

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十四節 同上

第十五節 同上

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 同上

第二十節 同上

第七節 収入及び費用の帰属時期の特例（第三十九条―第四十条の二）
 第二章 所得控除及び税額控除（第四十条の三―第四十四条）
 第三章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税（第四十五条・第四十六条）
 第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告（第四十七条―第四十九条）

第二款 延納（第五十条―第五十二条）

第三款 納税の猶予（第五十二条の二・第五十二条の三）

第四款 還付（第五十三条・第五十四条）

第三節 青色申告（第五十五条―第六十六条）

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 非居住者の納税義務（第六十六条の二―第七十一条）

第二章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務（第七十二条―第七十二条の四）

第二節 外国法人の納税義務（第七十二条の五・第七十二条の六）

第四編 源泉徴収

第一章 給与所得に係る源泉徴収（第七十三条―第七十六条の三）

第二章 退職所得に係る源泉徴収（第七十七条）

第三章 公的年金等に係る源泉徴収（第七十七条の二―第七十七条の六）

第四章 非居住者の所得に係る源泉徴収（第七十七条の七）

第五章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第七十八条・第七十九条）

第六章 源泉徴収に係る所得税の納付（第八十条）

第五編 雑則

第一章 支払調書の提出等の義務（第八十一条―第一百条）

第二章 その他の雑則（第一百一条―第一百四条）

附則

（非課税とされる国等から支給される金品に係る事業の範囲等）

第三条の二 法第九条第一項第十六号（非課税所得）に規定する財務省令で定める事業は、国又は地方公共団体が行う事業で、妊娠中の者に対し、子育てに関する指導、相談、同号に規定する業務その他の援助の利用に対する助成を行うものとする。

2 | 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める場所は、次に掲げ

第七節 同上

第二章 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第三節 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第五編 同上

第一章 同上

第二章 同上

附則

- る場所とする。
- 一 法第九条第一項第十六号に規定する便宜を供与する者の居室
 - 二 前号に掲げる場所のほか、法第九条第一項第十六号に規定する便宜を適切に供与することができる場所
- 3| 法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項（定義）に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業、同条第十三項に規定する病児保育事業又は同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業に係る施設
 - 二 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業に係る施設及び当該施設に類する施設
 - 三 児童福祉法第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項（認可外保育施設の届出）に規定する施設
 - 五 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十七条の二第一項（産後ケア事業）に規定する産後ケア事業に係る施設及び当該施設に類する施設
 - 六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園
 - 七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第十項第五号（定義）又は第五十九条第二号若しくは第三号（地域子ども・子育て支援事業）に掲げる事業に係る施設
 - 八 子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号（特例地域型保育給付費の支給）に規定する特例保育を行う施設
 - 九 子ども・子育て支援法第五十九条第四号に掲げる事業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業に係る施設の利用に要する費用の助成を行うものに限る。）に係る施設及び当該施設に類する

施設（第四号に掲げる施設を除く。）

十 保育その他の子育てについての指導、相談、情報の提供又は助言を行う事業に係る施設

（用語の意義）

第三条の三 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書、非課税貯蓄者死亡届出書又は非課税貯蓄相続申込書 それぞれ法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書、同条第四項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書、令第四十三条第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書、令第四十五条第一項（非課税貯蓄廃止申告書）に規定する非課税貯蓄廃止申告書、令第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する非課税貯蓄者死亡届出書又は令第四十七条第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書をいう。

二 四 省 略

（非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等）

第六条 令第三十五条第一項（普通預金契約等）についての非課税貯蓄申込書の特例）に規定する財務省令で定める預貯金等に係る契約は、次に掲げるものとする。

一 九 省 略

十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債、農林中央金庫法（平成十

（用語の意義）

第三条の二 同 上

一 非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書、非課税貯蓄者死亡届出書又は非課税貯蓄相続申込書 それぞれ法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書、令第四十一条第一項（非課税貯蓄限度額変更申告書）に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書、令第四十三条第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書、令第四十五条第一項（非課税貯蓄廃止申告書）に規定する非課税貯蓄廃止申告書、令第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する非課税貯蓄者死亡届出書又は令第四十七条第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書をいう。

二 四 同 上

（非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等）

第六条 同 上

一 九 同 上

十 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（令第三十三条第四項第三号（利子所得等）について非課税とされる預貯金等の範囲）に規定する旧法債券を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百

三年法律第九十三号)第六十条(農林債の発行)の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十三条(商工債の発行)の規定による商工債を反復して購入することを約するもの

2 令第三十五条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第三十五条第四項に規定する届出書を提出する者(第三号において「提出者」という。)の氏名、生年月日及び住所
- 二 四 省 略

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)

第七条 令第四十一条の二第二項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)に規定する障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 六 省 略
- 七 令第三十一条の二第四号に掲げる者 同号に規定する傷病補償年金、障害補償年金、複数事業労働者傷病年金、複数事業労働者障害年金、傷病年金若しくは障害年金又は遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金に係る年金証書(当該遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)
- 八 四 五 省 略

2 令第四十一条の二第二項に規定する障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類(当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載のあるものに限る。)とする。

- 一 九 省 略

三十八号)第五十四条の二の四第一項(全国連合会債の発行)の規定による全国連合会債、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十条(農林債の発行)の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十三条(商工債の発行)の規定による商工債(令第三十三条第四項第三号に規定する旧商工債(第十六条第一項(公社債等に係る有価証券の記録等)及び第八十一条の四第八号(反復して預貯金等の預入等を行うことを約する契約の範囲等)において「旧商工債」という。)を含む。)を反復して購入することを約するもの

2 同 上

- 一 提出者の氏名、生年月日及び住所

- 二 四 同 上

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)

第七条 令第四十一条の二第二項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)に規定する障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 六 同 上
- 七 令第三十一条の二第四号に掲げる者 同号に規定する傷病補償年金、障害補償年金、障害年金若しくは傷病年金又は遺族補償年金若しくは遺族年金に係る年金証書(当該遺族補償年金又は遺族年金を受けている同号に規定する妻である者にあつては、当該年金証書及び妻であることを証する書類)
- 八 四 五 同 上

2 令第四十一条の二第二項に規定する障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類(当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載のあるものに限る。)とする。

- 一 九 同 上

3 法第十条第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。

一・二 省 略

4 5 6 省 略

7 金融機関の営業所等の長は、令第四十一条の二第五項に規定する申請書又は当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を受理した場合には、同項の規定により、帳簿を作成し、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

一 当該申請書を提出し、又は電磁的方法（法第十条第八項に規定する電磁的方法をいう。以下この章において同じ。）により当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した者（以下第十二項までにおいて「提出者」という。）の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実

二 提出者に係る非課税貯蓄申告書に記載された預貯金等の種別

三 当該申請書の提出又は電磁的方法による当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供があつた年月日並びに当該申請書に添付された令第四十一条の二第三項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類の写しに係るこれらの書類の名称又は電磁的方法による当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に提示された同項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類に係るこれらの書類の名称若しくはその提供の際に同条第四項に規定する署名用電子証明書等（以下この章において「署名用電子証明書等」という。）の送信を受けた旨

四 省 略

8 提出者が、次に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該提出者が前項に規定する申請書を提出し、又は電磁的方法により当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した金融機関（以下第十二項までにおいて「提出先金融機関」という。）の営業所等に非課税貯蓄に関する異動申告書を提出した場合を除く。以下この項において同じ。）には、当該提出者は、遅滞なく、当該提出先金融機関の営業所等に、その変更前の氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号（第一号に掲げる場合にあつては、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名

3 法第十条第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は情報が記録された電磁的記録とする。

一・二 同 上

4 5 6 同 上

7 金融機関の営業所等の長は、令第四十一条の二第五項に規定する申請書を受理した場合には、同項の規定により、帳簿を作成し、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しておかなければならない。

一 当該申請書を提出した者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実

二 当該申請書を提出した者に係る非課税貯蓄申告書に記載された預貯金等の種別

三 当該申請書の提出があつた年月日並びに当該申請書に添付された令第四十一条の二第三項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類の写しに係るこれらの書類の名称又はその提出の際に同条第四項に規定する署名用電子証明書等（以下この章において「署名用電子証明書等」という。）の送信を受けた旨

四 同 上

8 前項に規定する申請書を提出した者が、その提出後、次に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該申請書を提出した金融機関の営業所等に非課税貯蓄に関する異動申告書を提出した場合を除く。以下この項において同じ。）には、その者は、遅滞なく、当該申請書を提出した金融機関の営業所等に、その変更前の氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号（第一号に掲げる場合にあつては、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所）を記載した届出書（第四項各号に掲げるいずれかの書類（第一号に掲げる場合にあつては、同項各号に掲げる

及び住所)を記載した届出書(第四項各号に掲げるいずれかの書類(第一号に掲げる場合にあつては、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類)の写しの添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。)を提出しなければならぬ。当該届出書を提出した後、再び次に掲げる場合に該当することとなつた場合も、同様とする。

一 提出者の氏名又は住所の変更をした場合

二 提出者の個人番号の変更をした場合

9 提出者が、障害者等に該当しないこととなつた場合(提出先金融機関の営業所等に令第三十五条第四項(普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例)に規定する届出書を提出した場合を除く。)には、当該提出者は、遅滞なく、当該提出先金融機関の営業所等に、障害者等に該当しなくなつた旨及び第六条第二項各号(非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等)に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

10 前二項に規定する提出者は、これらの規定による届出書の提出に代えて、これらの規定に規定する提出先金融機関の営業所等に対し、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該提出者は、これらの届出書を当該提出先金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

11 提出者は、前項の規定により第八項に規定する届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、同項に規定する書類の写しの同項の規定による提出に代えて、同項の提出先金融機関の営業所等に対し、当該写しに記載されている事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該提出者は、同項の規定により当該届出書に当該写しを添付して、提出したものとみなす。

12 提出者は、令第四十一条の二第五項の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、提出先金融機関の営業所等に、その旨の申出をすることができぬ。

13 第七項の規定により同項の帳簿を作成した金融機関の営業所等の長は、当該帳簿に記載した者から非課税貯蓄に関する異動申告書若しくは非課税貯蓄廃止申告書若しくは令第三十五条第四項に規定する届出書若しくは第

いずれかの書類又は次条第二項に規定する書類)の写しの添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。)を提出しなければならぬ。当該届出書を提出した後、再び次に掲げる場合に該当することとなつた場合も、同様とする。

一 その者の氏名又は住所の変更をした場合

二 その者の個人番号の変更をした場合

9 第七項に規定する申請書を提出した者が、その提出後において障害者等に該当しないこととなつた場合(当該申請書を提出した金融機関の営業所等に令第三十五条第四項(障害者等に該当しないこととなつた場合の届出書)に規定する届出書を提出した場合を除く。)には、その者は、遅滞なく、当該申請書を提出した金融機関の営業所等に、障害者等に該当しなくなつた旨及び第六条第二項各号(障害者等に該当しないこととなつた場合の届出書の記載事項)に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

10 第七項に規定する申請書を提出した者は、その提出後、令第四十一条の二第五項の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、当該申請書を提出した金融機関の営業所等に、その旨の申出をすることができぬ。

11 第七項の規定により同項の帳簿を作成した金融機関の営業所等の長は、当該帳簿に記載した者から非課税貯蓄に関する異動申告書若しくは非課税貯蓄廃止申告書若しくは令第三十五条第四項に規定する届出書若しくは第

八項若しくは第九項の届出書の提出があつた場合、令第四十五条第五項（非課税貯蓄廃止申告書）若しくは第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する書類を提出した場合又は前項の申出があつた場合には、当該帳簿の第七項各号に掲げる事項をこれらの申告書、届出書若しくは書類に記載され、又は記録されている事項に訂正し、又は当該申出をした者に係る当該事項を抹消しておかなければならない。

（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）

第八条 令第四十三条第一項前段（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四十三条第一項に規定する申告書を提出する者（以下この号及び次号において「提出者」という。）の氏名、生年月日、住所及び個人番号（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所）

二 五 省 略

2 省 略

3 令第四十三条第一項前段に規定する個人が、同項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により非課税貯蓄に関する異動申告書を提出したときは、当該非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した金融機関の営業所等の長は、当該非課税貯蓄に関する異動申告書（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄に関する異動申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に、当該個人の個人番号を付記するものとする。

4 令第四十三条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四十三条第二項に規定する申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 五 省 略

5 令第四十三条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四十三条第三項に規定する申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 六 省 略

八項若しくは第九項の届出書の提出があつた場合、令第四十五条第五項（非課税貯蓄廃止申告書）若しくは第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する書類を提出した場合又は前項の申出があつた場合には、当該帳簿の第七項各号に掲げる事項をこれらの申告書、届出書若しくは書類に記載されている事項に訂正し、又は当該申出をした者に係る当該事項を抹消しておかなければならない。

（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）

第八条 同 上

一 提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所）

二 五 同 上

2 同 上

3 令第四十三条第一項前段に規定する個人が、同項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により非課税貯蓄に関する異動申告書を提出したときは、当該非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した金融機関の営業所等の長は、当該非課税貯蓄に関する異動申告書に、当該個人の個人番号を付記するものとする。

4 同 上

一 提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 五 同 上

5 同 上

一 提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 六 同 上

(非課税貯蓄申告書等への付記事項)

第八条の二 令第四十一条の三第一項(非課税貯蓄申告書への確認した旨の記載等)及び令第四十三条第一項後段(非課税貯蓄に関する異動申告書)に規定する財務省令で定める事項は、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書又は非課税貯蓄に関する異動申告書の受理の際に提示を受けた法第十条第五項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する書類若しくは前条第二項に規定する書類の名称又は当該受理の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨とする。

(金融機関等において事業譲渡等があつた場合に提出すべき書類の記載事項)

第八条の三 令第四十四条第一項(金融機関等において事業譲渡等があつた場合の申告)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 当該移管に係る個人の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実並びに当該個人が前号に規定する金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書(電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。)に記載され、又は記録された預貯金等の種別及び法第十条第三項第三号(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に掲げる最高限度額(非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合には、変更後の最高限度額)

四 前号の非課税貯蓄申告書に記載され、又は記録された法第十条第三項第四号に掲げる最高限度額の合計額

五 省 略

(非課税貯蓄廃止申告書等の記載事項)

第九条 令第四十五条第一項(非課税貯蓄廃止申告書)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 非課税貯蓄廃止申告書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二・四 省 略

2 令第四十五条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事

(非課税貯蓄申告書等への付記事項)

第八条の二 令第四十一条の三第一項(非課税貯蓄申告書への確認した旨の証印等)及び令第四十三条第一項後段(非課税貯蓄に関する異動申告書)に規定する財務省令で定める事項は、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書又は非課税貯蓄に関する異動申告書の受理の際に提示を受けた法第十条第五項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する書類若しくは前条第二項に規定する書類の名称又は当該受理の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨とする。

(金融機関等において事業譲渡等があつた場合に提出すべき書類の記載事項)

第八条の三 同 上

一・二 同 上

三 当該移管に係る個人の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実並びに当該個人が前号に規定する金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載された預貯金等の種別及び法第十条第三項第三号(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に掲げる最高限度額(非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合には、変更後の最高限度額)

四 前号の非課税貯蓄申告書に記載された法第十条第三項第四号に掲げる最高限度額の合計額

五 同 上

(非課税貯蓄廃止申告書等の記載事項)

第九条 同 上

一 提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二・四 同 上

2 同 上

項とする。

一 省 略

二 令第四十五条第四項の規定により提出があつたものとみなされる非課税貯蓄廃止申告書に係る非課税貯蓄申告書（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）に記載され、又は記録された預貯金等の種別

三 五 省 略

（金融機関の営業所等における非課税貯蓄申告書等の写しの作成）

第十二条 金融機関の営業所等の長は、個人から提出された非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した場合又は令第四十五条第五項（非課税貯蓄廃止申告書）若しくは令第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の書類を提出する場合に、これらの申告書又は当該書類の写し（これらの申告書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）を作成しなければならない。ただし、当該非課税貯蓄申告書に記載された事項、当該非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは当該非課税貯蓄に関する異動申告書に記載された変更後の事項若しくは異動事項又は当該書類に記載した事項を令第四十八条第三項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等）に規定する帳簿に記載する場合には、この限りでない。

2 金融機関の営業所等の長は、前項の規定により、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは非課税貯蓄に関する異動申告書の写しを作成し、又は帳簿に記載する場合若しくはこれらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受けた場合には、これらの申告書の写し又は当該帳簿若しくは当該電磁的記録に、これらの申告書の受理の際に提示を受けた法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する書類若しくは第八条第二項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）に規定する書類の名称又は当該受理の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載し、又は記録しておかなければならない。

（金融機関の営業所等における帳簿書類等の整理保存）

第十三条 金融機関の営業所等の長は、次の各号に掲げるその作成し、提供

一 同 上

二 令第四十五条第四項の規定により非課税貯蓄廃止申告書の提出があつたものとみなされる非課税貯蓄申告書に記載された預貯金等の種別

三 五 同 上

（金融機関の営業所等における非課税貯蓄申告書等の写しの作成）

第十二条 金融機関の営業所等の長は、個人から提出された非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した場合又は令第四十五条第五項（非課税貯蓄廃止申告書）若しくは令第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の書類を提出する場合に、これらの申告書又は当該書類の写し（これに準ずるものを含む。以下次条までにおいて同じ。）を作成しなければならない。ただし、当該非課税貯蓄申告書に記載された事項、当該非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは当該非課税貯蓄に関する異動申告書に記載された変更後の事項若しくは異動事項又は当該書類に記載した事項を令第四十八条第三項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等）に規定する帳簿に記載する場合には、この限りでない。

2 金融機関の営業所等の長は、前項の規定により、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは非課税貯蓄に関する異動申告書の写しを作成し、又は帳簿に記載する場合には、これらの申告書の写し又は当該帳簿に、これらの申告書の受理の際に提示を受けた法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する書類若しくは第八条第二項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）に規定する書類の名称又は当該受理の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しておかなければならない。

（金融機関の営業所等における帳簿書類等の整理保存）

第十三条 金融機関の営業所等の長は、次の各号に掲げるその作成し、受理

を受け、受理し、又は提出若しくは送信を受けた書類、電磁的記録又は署名用電子証明書等を各人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一 非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書及び非課税貯蓄に関する異動申告書の写し又は電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面 これらの申告書に係る非課税貯蓄廃止申告書又は非課税貯蓄者死亡届出書の提出があつた日（令第四十五条第四項（非課税貯蓄廃止申告書）の規定により非課税貯蓄廃止申告書の提出があつたものとみなされる場合には、その提出があつたものとみなされる日）

二 四 省 略

五 令第四十八条第三項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等）に規定する帳簿 その帳簿の閉鎖の日

六 令第四十八条第五項に規定する帳簿又は同項に規定する申請書（同項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類の写し並びに署名用電子証明書等を含む。）、非課税貯蓄者死亡届出書若しくは令第三十五条第四項の規定による届出書 当該帳簿の閉鎖の日又はこれらの申請書若しくは届出書を受理した日

七 第七条第八項又は第九項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）に規定する届出書（同条第八項に規定する書類の写し及び当該写しに記載されている事項が記録された電磁的記録並びに署名用電子証明書等を含む。）これらの届出書を受理した日

2 省 略

3 1 第一項第三号及び第四号の申込書、同項第六号の申請書並びに同号及び同項第七号の届出書には、電磁的方法により提供されたこれらの申込書、申請書又は届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

第十四条 省 略

2 令第三十八条第一項（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知等）の規定による通知を受けた同項に規定する支払事務取扱者は、

し、又は提出若しくは送信を受けた書類又は署名用電子証明書等を各人別に整理し、当該各号に掲げる日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一 非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書及び非課税貯蓄に関する異動申告書の写し これらの申告書に係る非課税貯蓄廃止申告書又は非課税貯蓄者死亡届出書の提出があつた日（令第四十五条第四項（非課税貯蓄廃止申告書）の規定により非課税貯蓄廃止申告書の提出があつたものとみなされる場合には、その提出があつたものとみなされる日）

二 四 同 上

五 令第四十八条第三項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿の整理保存等）に規定する帳簿 その帳簿の閉鎖の日

六 令第四十八条第五項に規定する帳簿又は同項に規定する申請書（同項に規定する障害者等確認書類、本人確認書類及び署名用電子証明書等を含む。）、非課税貯蓄者死亡届出書若しくは令第三十五条第四項の規定による届出書 当該帳簿の閉鎖の日又は当該申請書若しくは届出書を受理した日

七 第七条第八項又は第九項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）に規定する届出書（同条第八項に規定する書類及び署名用電子証明書等を含む。）当該届出書を受理した日

2 同 上

第十四条 同 上

2 令第三十八条第一項（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知）の規定による通知を受けた同項に規定する支払事務取扱者は、そ

その受けた通知の内容を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をその通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

（公社債等に係る有価証券の記録等）

第十六条 令第五十一条の三第一項第三号（公社債等に係る有価証券の記録等）に規定する財務省令で定める公社債等は、金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債、信用金庫法第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債、農林中央金庫法第六十条（農林債の発行）の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法第三十三条（商工債の発行）の規定による商工債とする。

2 省略

3 令第五十一条の三第二項の金融機関等の営業所等の長は、その作成した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税申告書の記載事項）

第十六条の二 法第十一条第三項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する申告書に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省略

三 法第十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする同条第三項に規定する公社債等（以下この項において「公社債等」という。）の利子等の支払期及び当該公社債等の利子等の額

四 省略

五 当該申告書の提出の際に經由すべき支払者（法第十一条第三項に規定する支払者をいう。次項において同じ。）の名称

六 省略

2 前項に規定する申告書を受理した支払者（法人番号を有しない者を除く

の受けた通知の内容を記載した書類をその通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

（公社債等に係る有価証券の記録等）

第十六条 令第五十一条の三第一項第三号（公社債等に係る有価証券の記録等）に規定する財務省令で定める公社債等は、金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（令第三十三条第四項第三号（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）に規定する旧法債券を含む。）、信用金庫法第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債、農林中央金庫法第六十条（農林債の発行）の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法第三十三条（商工債の発行）の規定による商工債（旧商工債を含む。）とする。

2 同上

3 令第五十一条の三第二項の金融機関等の営業所等は、その作成した帳簿をその帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税申告書の記載事項）

第十六条の二 同上

一・二 同上

三 法第十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする同条第三項に規定する公社債等（以下この条において「公社債等」という。）の利子等の支払期及び当該公社債等の利子等の額

四 同上

五 当該申告書の提出の際に經由すべき公社債等の利子等の支払をする者の名称

六 同上

2 前項に規定する申告書を受理した公社債等の利子等の支払をする者（法

。以下この項において同じ。）は、当該申告書（法第十一条第四項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した法第十条第二項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する電磁的記録を含む。）に、当該支払者の法人番号を付記するものとする。

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第十八条の三 令第六十九条第一項第二号（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）に規定する企業型年金加入者期間に準ずる期間として財務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 その者の令第六十九条第一項第一号に規定する退職一時金等（令第七十二条第三項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当するものに限る。以下この条において「老齢給付金」という。）の支払金額のうちに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関をいう。次号において同じ。）が移換を受けた資産が含まれている場合 次に掲げる期間イ・ロ 省 略

二 省 略

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第四十条の九 令第二百七十七条第四号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校とする。

一・二 省 略

（確定所得申告書の記載事項）

第四十七条 省 略

3 法第二百二十条第一項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲

人番号を有しない者を除く。以下この条において同じ。）は、当該申告書に、当該公社債等の利子等の支払をする者の法人番号を付記するものとする。

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第十八条の三 同 上

一 その者の令第六十九条第一項第二号に規定する退職一時金等（令第七十二条第三項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当するものに限る。以下この条において「老齢給付金」という。）の支払金額のうちに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関をいう。次号において同じ。）が移換を受けた資産が含まれている場合 次に掲げる期間イ・ロ 同 上

二 同 上

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第四十条の九 令第二百七十七条第四号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校とする。

一・二 同 上

（確定所得申告書の記載事項）

第四十七条 同 上

3 法第二百二十条第一項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に

- 掲げる事項とする。
一 二 三 省 略
4 省 略

(確定所得申告書に添付すべき書類等)
第四十七条の二 省 略

- 2 省 略

3 令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法第七十八条第二項(寄附金控除)に規定する特定寄附金(以下この項において「特定寄附金」という。)の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 特定寄附金で次号から第四号までに掲げるもの以外のもの 次に掲げる書類

イ 当該特定寄附金を受領した者の受領した旨(当該受領した者が令第二百七十七条各号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)に掲げる法人に該当する場合には、当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である旨を含む。)、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

ロ・ハ 省 略

二 四 省 略

4 5 10 省 略

(還付を受けるための申告書の記載事項)

第四十七条の五 法第二百二十二条第一項第四号(還付等を受けるための申告

書)に規定する財務省令で定める事項は、同項第一号から第三号までに掲げる金額又はこれらの金額の計算の基礎に関し、参考となるべき事項とする。

(死亡の場合の確定申告書の記載事項)

第四十九条 令第二百六十三条第一項(死亡の場合の確定申告の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 相続人が二人以上ある場合には、法第二百二十条第一項第三号(確定所

- 掲げる事項とする。
一 二 三 同 上
4 同 上

(確定所得申告書に添付すべき書類等)
第四十七条の二 同 上

- 2 同 上

3 同 上

一 同 上

イ 当該特定寄附金を受領した者の受領した旨(当該受領した者が令第二百七十七条各号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)に掲げる法人に該当する場合には、当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨を含む。)、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

ロ・ハ 同 上

二 四 同 上

4 5 10 同 上

(死亡の場合の確定申告書の記載事項)

第四十九条 同 上

一・二 同 上

三 相続人が二人以上ある場合には、法第二百二十条第一項第三号(確定所

得申告)に掲げる所得税の額(同項第四号に規定する源泉徴収税額があり、かつ、同項第五号に規定する予納税額がない場合には、同項第四号に掲げる金額とし、同項第五号に規定する予納税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。)を第一号の各相続人の相続分により按分して計算した額に相当する所得税の額

2 省 略

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等)

第七十六条の二 省 略

2 法第九十八条第二項に規定する財務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第九十八条第二項の規定により同項に規定する電磁的方法により同項に規定する記載事項(次号において「記載事項」という。)の提供をしようとする同項に規定する給与等の支払を受ける居住者(同号において「給与等の受領者」という。)が記載情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該記載情報と併せて同項に規定する給与等の支払者(同号において「給与等の支払者」という。)に送信すること。

二 法第九十八条第二項の規定により同項に規定する電磁的方法により記載事項の提供をしようとする給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号(当該給与等の受領者を他の者と区別して識別するための符号をいう。)及び暗証符号を用いて、当該給与等の支払者に記載情報を送信すること。

3 省 略

4 法第九十八条第二項の規定の適用がある場合における第七十三条第四

項(給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項)、第七十四条第三項(従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)、第七十四条の三第二項(給与所得者の配偶者控除等申告書の記載事項)、第七十四条の五第二項(給与所得者の基礎控除申告書の記載事項)及び第七十五条第二項(給与所得者の保険料控除申告書の記載事項)の規定の適用については、これらの規定中「当該申告書」とあるのは、「法第九十八条第二項(給与所

得申告)に掲げる所得税の額(同項第五号に規定する源泉徴収税額があり、かつ、同項第七号に規定する予納税額がない場合には、同項第五号に掲げる金額とし、同項第七号に規定する予納税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。)を第一号の各相続人の相続分によりあん分して計算した額に相当する所得税の額

2 同 上

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等)

第七十六条の二 同 上

2 法第九十八条第四項に規定する財務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第九十八条第二項の規定により同項に規定する電磁的方法により同項の申告書に記載すべき事項の提供をしようとする同項に規定する給与等の支払を受ける居住者(次号において「給与等の受領者」という。)が記載情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該記載情報と併せて同項に規定する給与等の支払者(次号において「給与等の支払者」という。)に送信すること。

二 法第九十八条第二項の規定により同項に規定する電磁的方法により同項の申告書に記載すべき事項の提供をしようとする給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号(当該給与等の受領者を他の者と区別して識別するための符号をいう。第四項第二号において同じ。)及び暗証符号を用いて、当該給与等の支払者に記載情報を送信すること。

3 同 上

4 令第三百十九条の二第一項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記

載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 令第三百十九条の二第一項に規定する申請書を提出する者の氏名及び住所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号
二 第二項第二号に掲げる措置に係る識別符号を通知する場合には、当該識別符号の内容

得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例)に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)とす。

- 5| 法第九十八條第四項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与等の支払者」という。)が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 法第九十八條第四項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する源泉控除対象配偶者等の氏名、住所及び個人番号
- 二・三 省 略

- 6| 給与等の支払者は、前項の帳簿を、最後に法第九十八條第四項の規定の適用を受けて提出された同項に規定する扶養控除等申告書(次項において「扶養控除等申告書」という。)に係る次条ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

- 7| 法第九十八條第四項の規定の適用を受けて扶養控除等申告書を提出した居住者が当該扶養控除等申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該扶養控除等申告書を受理した給与等の支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

- 8| 第五項の規定により同項の帳簿を作成した給与等の支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第五項各号に掲げる事項を、当該届

三| その他参考となるべき事項

- 5| 令第三十九條の二第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 令第三十九條の二第五項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二| 法第九十八條第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた日又はその承認があつたとみなされた日

三| 令第三十九條の二第五項に規定する電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由

四| その他参考となるべき事項

- 6| 法第九十八條第六項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与等の支払者」という。)が同項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第九十八條第六項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する源泉控除対象配偶者等の氏名、住所及び個人番号

二・三 同 上

- 7| 給与等の支払者は、前項の帳簿を、最後に法第九十八條第六項の規定の適用を受けて提出された同項に規定する扶養控除等申告書(次項において「扶養控除等申告書」という。)に係る次条ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

- 8| 法第九十八條第六項の規定の適用を受けて扶養控除等申告書を提出した居住者が当該扶養控除等申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該扶養控除等申告書を受理した給与等の支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

- 9| 第六項の規定により同項の帳簿を作成した給与等の支払者は、前項の届出書を受理した場合には、当該帳簿の第六項各号に掲げる事項を、当該届

出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

9| 給与等の支払者は、その受理をした第七項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

10| 法第九十八條第四項に規定する財務省令で定める者は、給与等の支払者に対して同項の規定による申告書を提出する者及び当該申告書を提出する者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち法第八十五條第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者である者とする。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の保存）

第七十六條之三 法第九十四條から第九十六條まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者からこれらの規定による申告書を受^レ理した場合^ニは、当該申告書（法第九十八條第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。以下この条において「申告書等」という。）を、これらの規定に規定する税務署長が当該給与等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書等に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年（法第九十五條第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第九十八條第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第九十五條第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第九十八條第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）

第七十七條 法第二百三條第一項第五号（退職所得の受給に関する申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 法第三十條第六項第一号（退職所得）に掲げる場合に該当するときは

出書に記載されている事項に訂正しておかなければならない。

10| 給与等の支払者は、その受理をした第八項に規定する届出書を、当該受理をした日の属する年の翌年から三年間保存しなければならない。

11| 法第九十八條第六項に規定する財務省令で定める者は、給与等の支払者に対して同項の規定による申告書を提出する者及び当該申告書を提出する者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち法第八十五條第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者である者とする。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の保存）

第七十六條之三 法第九十四條から第九十六條まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理したこれらの規定による申告書（法第九十八條第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。以下この条において「申告書等」という。）は、これらの規定に規定する税務署長が当該給与等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書等に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年（法第九十五條第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第九十八條第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第九十五條第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第九十八條第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

（退職所得の受給に関する申告書の記載事項等）

第七十七條 同 上

一・二 同 上

三 法第三十條第五項第一号（退職所得）に掲げる場合に該当するときは

、法第二百一条第二項（徴収税額）に規定する退職所得控除額の計算の基礎

四 法第二百三条第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称、当該支払済みの他の退職手当等につき法第九十九条（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税の額及びその支払を受けた年月日

五 法第二百三条第一項に規定する退職手当等又は同項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が同号に規定する短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 令第七十一条の二第二項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎

ロ 令第七十一条の二第十一項各号に掲げる場合に該当するときは、令第九十九条の三第二項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）に規定する短期退職所得控除額の計算の基礎

六 法第二百三条第一項に規定する退職手当等又は同項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が同号に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 令第七十一条の二第四項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎

ロ 令第七十一条の二第十二項各号に掲げる場合に該当するときは、令第九十九条の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

七| 省 略

2 法第二百三条第一項の規定による申告書の提出を受ける同項の退職手当等の支払者（次項及び第四項において「退職手当等の支払者」という。）が、当該申告書に記載されるべき当該申告書の提出をする居住者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前にその居住者から法第九十八条第四項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに

、法第二百一条第二項（徴収税額）に規定する退職所得控除額の計算の基礎

四 法第二百三条第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある場合には、当該他の退職手当等の支払者の氏名又は名称、当該他の退職手当等につき法第九十九条（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税の額及びその支払を受けた年月日

五| 同 上

イ 令第七十一条の二第二項（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎

ロ 令第七十一条の二第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときは、令第九十九条の三第二項（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

六| 同 上

2 法第二百三条第一項の規定による申告書の提出を受ける同項の退職手当等の支払者（次項及び第四項において「退職手当等の支払者」という。）が、当該申告書に記載されるべき当該申告書の提出をする居住者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前にその居住者から法第九十八条第六項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに

限る。)を備えているときは、その居住者は、前項第一号の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する法第二百三条第一項の規定による申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されているその居住者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 退職手当等の支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第九十八條第四項各号に掲げる申告書に記載された当該居住者の氏名、住所及び個人番号

二・三 省 略

4 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された法第二百三条第一項の規定による申告書に係る第六項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第七十六條の二第七項から第九項まで(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等)の規定は、第二項の規定の適用を受けて法第二百三条第一項の規定による申告書を提出した居住者が当該申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

限る。)を備えているときは、その居住者は、前項第一号の規定にかかわらず、当該退職手当等の支払者に提出する法第二百三条第一項の規定による申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されているその居住者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 同 上

一 法第九十八條第六項各号に掲げる申告書に記載された当該居住者の氏名、住所及び個人番号

二・三 同 上

4 退職手当等の支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された法第二百三条第一項の規定による申告書に係る第七項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第七十六條の二第八項から第十項まで(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等)の規定は、第二項の規定の適用を受けて法第二百三条第一項の規定による申告書を提出した居住者が当該申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 第七十六條の二第四項及び第五項の規定は、令第三百十九條の四(退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)の規定により読み替えられた令第三百十九條の二第一項及び第五項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六條の二第四項中「第三百十九條の二第一項」とあるのは「第三百十九條の四(退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続)」の規定により読み替えられた令第三百十九條の二第一項」と、同条第五項中「第三百十九條の二第五項」とあるのは「第三百十九條の四の規定により読み替えられた令第三百十九條の二第五項」と、「第九十八條第二項」とあるのは「第二百三条第四項」とそれぞれ読み替えるものとする。

7 法第二百三条第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の

6 法第二百三条第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の

支払を受ける居住者から同項の規定による申告書を受理した場合には、当該申告書（同条第四項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。次項において同じ。）を、同条第一項に規定する税務署長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

7| 省 略

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）

第七十七条の四 法第二百三条の六第一項第七号（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百三条の六第一項の規定による申告書を提出する者（以下この項において「申告者」という。）の氏名、生年月日、住所（国内に住所がない場合には居所とし、国内に住所及び居所がない場合には国外における住所又は居所とする。以下この項及び第五項において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 省 略

2 法第二百三条の六第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する公的年金等の支払者は、当該申告書（同条第五項の規定の適用により当該公的年金等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。第九項において同じ。）に、当該公的年金等の支払者の法人番号を付記するものとする。

支払を受ける居住者から受理した同項の規定による申告書（同条第四項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）は、同条第一項に規定する税務署長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

8| 同 上

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）

第七十七条の四 同 上

一 法第二百三条の六第一項の規定による申告書を提出する者（以下この項において「申告者」という。）の氏名、生年月日、住所（国内に住所がない場合には居所とし、国内に住所及び居所がない場合には国外における住所又は居所とする。以下この項及び第六項において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

二 同 上

2 法第二百三条の六第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する公的年金等の支払者は、当該申告書に、当該公的年金等の支払者の法人番号を付記するものとする。

3| 第七十六条の二第四項及び第五項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）の規定は、令第三百十九

条の十一（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）の規定により読み替えられた令第三百十九条の二第一項及び第五項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条の二第四項中「第三百十九条の二第一項」とあるのは「第三百十九条の十一（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

3| 法第二百三条の六第七項に規定する公的年金等の支払者（次項、第六項及び第七項において「公的年金等の支払者」という。）が同条第七項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第七十六條の二第五項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）に掲げる事項を記載しなければならない。

4| 公的年金等の支払者は、前項の帳簿を、最後に法第二百三条の六第七項の規定の適用を受けて提出された同条第一項の規定による申告書に係る第九項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5| 第七十六條の二第七項から第九項までの規定は、法第二百三条の六第七項の規定の適用を受けて同条第一項の規定による申告書を提出した居住者が当該申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6| 法第二百三条の六第七項に規定する財務省令で定める者は、公的年金等の支払者に対して同項の規定による申告書を提出する者及び当該申告書を提出する者の扶養親族のうち法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者である者とする。

7| 公的年金等の支払者が、法第二百三条の六第一項の規定による申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項（提供の要求）の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九（国の機関等への本人確認情報の提供）に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における法第二百三条の六第七項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当す

に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）の規定により読み替えられた令第三百十九條の二第一項」と、「氏名及び住所又は名称、本店若しくは」とあるのは「名称及び」と、同条第五項中「第三百十九條の二第五項」とあるのは「第三百十九條の十一の規定により読み替えられた令第三百十九條の二第五項」と、「氏名及び住所又は名称、本店若しくは」とあるのは「名称及び」と、「第九十八條第二項」とあるのは「第二百三条の六第六項」と、それぞれ読み替えるものとする。

4| 法第二百三条の六第十項に規定する公的年金等の支払者（次項、第七項及び第八項において「公的年金等の支払者」という。）が同条第十項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第七十六條の二第六項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

5| 公的年金等の支払者は、前項の帳簿を、最後に法第二百三条の六第十項の規定の適用を受けて提出された同条第一項の規定による申告書に係る第十項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6| 第七十六條の二第八項から第十項までの規定は、法第二百三条の六第十項の規定の適用を受けて同条第一項の規定による申告書を提出した居住者が当該申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

7| 法第二百三条の六第十項に規定する財務省令で定める者は、公的年金等の支払者に対して同項の規定による申告書を提出する者及び当該申告書を提出する者の扶養親族のうち法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者である者とする。

8| 公的年金等の支払者が、法第二百三条の六第一項の規定による申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項（提供の要求）の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九（国の機関等への本人確認情報の提供）に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における法第二百三条の六第十項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当す

るものとして、同項の規定を適用することができる。

8| 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第七十六条の二第五項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）」に掲げる事項」とあるのは「第七項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十六条の二第八項中「第五項各号に掲げる事項」とあるのは、「第七十七条の四第七項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）」に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と読み替えるものとする。

9| 法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者がその公的年金等の支払を受ける居住者から同項の規定による申告書を受理した場合には、当該申告書を、同項に規定する税務署長が当該公的年金等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

（反復して預貯金等の預入等をするを約する契約の範囲等）

第八十一条の四 令第三百三十六条第二項第二号（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に規定する財務省令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 七 省 略

八 長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債、信用金庫法第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国

るものとして、同項の規定を適用することができる。

9| 第四項から第六項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第四項中「第七十六条の二第六項各号に掲げる事項」とあるのは「第八項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と、第六項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十六条の二第九項中「第六項各号に掲げる事項」とあるのは、「第七十七条の四第八項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）」に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と読み替えるものとする。

10| 法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者がその公的年金等の支払を受ける居住者から受理した同項の規定による申告書（同条第六項の規定の適用により当該公的年金等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）は、同条第一項に規定する税務署長が当該公的年金等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等の支払者が保存するものとする。ただし、当該申告書に係る同項に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

（反復して預貯金等の預入等をするを約する契約の範囲等）

第八十一条の四 同 上

一 七 同 上

八 長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号

連合会債、農林中央金庫法第六十条（農林債の発行）の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法第三十三条（商工債の発行）の規定による商工債を反復して購入することを約するもの

九 省略

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）
第八十一条の六 省略

2 前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類（その者の氏名及び住所の記載のあるものに限る。）をいう。

一 八 省略

九 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

十 省略

3 省略

4 前項に規定する法人確認書類とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める書類（その法人の名称及び住所又は第八十一条第四号若しくは第五号に規定する場所の記載のあるものに限る。）をいう。

一 内国法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託法人を除く。）
当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 省略

ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領

（第二百条第一項（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる同法第九十九条（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の第二項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号（合併に関する規定の準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券を含む。）、信用金庫法第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債、農林中央金庫法第六十条（農林債の発行）の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法第三十三条（商工債の発行）の規定による商工債（旧商工債を含む。）を反復して購入することを約するもの

九 同上

（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）
第八十一条の六 同上

2 同上

一 八 同上

九 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

十 同上

3 同上

4 同上

一 同上

イ 同上

ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領

取証書（領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

二〇四 省略

五〇九 省略

（退職手当等の源泉徴収票）

第九十四条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第二項（退職手当等の源泉徴収票）に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）の支払をする者は、同項の規定により、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に、その者に係る次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその退職手当等に係る所得税の法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長（第一号イにおいて「所轄税務署長」という。）に提出し、他の一通をその退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。

一〇四 省略

五 法第三十条第六項第一号（退職所得）に掲げる場合に該当するときは、法第二百一条第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎

六 省略

二〇四 省略

（新株予約権の行使に関する調書）

第九十七条の二 個人又は法人に対し会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。第三号において同じ。）により同法第二百三十八条第一項の新株予約権若しくは同法第三百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の決議（同条第二項の規定による定款の定めを含む。第三号において同じ。）により同法第二百七十七条（新株予約権無償割当て）の新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正

取証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

二〇四 同上

五〇九 同上

（退職手当等の源泉徴収票）

第九十四条 同上

一〇四 同上

五 法第三十条第五項第一号（退職所得）に掲げる場合に該当するときは、法第二百一条第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎

六 同上

二〇四 同上

（新株予約権の行使に関する調書）

第九十七条の二 個人又は法人に対し会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。第三号において同じ。）により同法第二百三十八条第一項の新株予約権若しくは同法第三百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の決議（同条第二項の規定による定款の定めを含む。第三号において同じ。）により同法第二百七十七条（新株予約権無償割当て）の新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第

前の商法（明治三十二年法律第四十八号。第三号において「旧商法」という。）第二百八十号ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権（以下この項において「新株予約権」という。）の法第二百二十八条の二（新株予約権の行使に関する調書）に規定する発行又は割当てをした株式会社は、同条の規定により、その発行又は割当てに係る新株予約権の行使をした者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、当該株式会社の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 省 略

一〇七 省 略

（支払調書等の提出の特例）

第九十七条の四 省 略

2 調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項、第四項及び第七項において「記載事項」という。）を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで（事前届出等）の規定の例により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第五項及び第七項の規定の例による。

3 法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、同項に規定する特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

四十八号。第三号において「旧商法」という。）第二百八十号ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権（以下この項において「新株予約権」という。）の法第二百二十八条の二（新株予約権の行使に関する調書）に規定する発行又は割当てをした株式会社は、同条の規定により、その発行又は割当てに係る新株予約権の行使をした者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、当該株式会社の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 同 上

一〇七 同 上

（支払調書等の提出の特例）

第九十七条の四 同 上

2 調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項及び第六項において「記載事項」という。）を同条第一項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条（事前届出等）の規定の例による。

3 法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法とする。

4 | 前項第二号に掲げる方法により記載事項の提供を行う者は、同号に規定する特定ファイルに記録した記載事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

5 | 省 略
6 | 省 略
7 | 省 略
8 | 省 略

別表第二(一)

非課税貯蓄申告書
(表部分の改正については省略)

備考 省 略

別表第二(二)

非課税貯蓄申込書
(表部分の改正については省略)

備考 省 略

別表第二(三)

非課税貯蓄限度額変更申告書
(表部分の改正については省略)

備考 省 略

別表第二(四)

非課税貯蓄に関する異動申告書

4 | 同 上
5 | 同 上
6 | 同 上
7 | 同 上

別表第二(一)

非課税貯蓄申告書
(表部分の改正については省略)

備考 同 左

別表第二(二)

非課税貯蓄申込書
(表部分の改正については省略)

備考 同 左

別表第二(三)

非課税貯蓄限度額変更申告書
(表部分の改正については省略)

備考 同 左

別表第二(四)

非課税貯蓄に関する異動申告書

(表部分の改正については省略)

備考

1～4 省 略

5 この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときにおける記載の要領は、3(3)及び(5)並びに4(1)によるほか、次による。

(1)・(2) 省 略

(3) 「摘要」の欄には、特定金融機関の特定業務につき生じた令第43条第3項各号に掲げる事由の別及び当該事由が生じた年月日を記載すること。

別表第二(五)

非課税貯蓄廃止申告書
(表部分の改正については省略)

備考 省 略

別表第二(六)

非課税貯蓄相続申込書
(表部分の改正については省略)

備考 省 略

別表第三(一)

居住者又は内国法人の利子等、投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配についての所得税徴収高計算書
省 略

備考

(表部分の改正については省略)

備考

1～4 同 左

5 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 「摘要」の欄には、令第43条第3項に規定する特定金融機関の特定業務につき生じた同項各号に掲げる事由の別及び当該事由が生じた年月日を記載すること。

別表第二(五)

非課税貯蓄廃止申告書
(表部分の改正については省略)

備考 同 左

別表第二(六)

非課税貯蓄相続申込書
(表部分の改正については省略)

備考 同 左

別表第三(一)

居住者又は内国法人の利子等、投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配についての所得税徴収高計算書
同 左

備考

- 1～3 省 略
- 4 この計算書を居住者又は内国法人に支払う租税特別措置法第6条第1項に規定する民間国外債（以下この表において「民間国外債」という。）の利子（同法第3条の3第3項若しくは第6項又は同法第41条の12の2第4項の規定の適用があるものを除く。）又は同法第6条第13項に規定する外貨債（以下この表において「外貨債」という。）の利子（同法第3条の3第3項又は第6項の規定の適用があるものを除く。）（以下この表において「民間国外債等の利子」という。）につき提出する場合には、その他の利子等についての徴収高計算書と別に作成し、その記載の要領は、次による。
- (1)～(4) 省 略
- 5 省 略

別表第五(一)

令和	年分	利子等の支払調書
	省 略	

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
- (1)～(10) 省 略
- (11) 租税特別措置法第5条の2第1項若しくは第5条の3第1項の規定により非課税とされるもの又は同法第5条の2第5項後段若しくは第5条の3第3項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものにつき、同法第5条の2第1項若しくは第5条の3第1項に規定する特定振替機関等又は同法第5条の2第19項（同法第5条の3第9項において準用する場合を含む。）に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その支払者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
- (12)～(15) 省 略
- 3～5 省 略

- 1～3 同 左
- 4 この計算書を居住者又は内国法人に支払う租税特別措置法第6条第1項に規定する民間国外債（以下この表において「民間国外債」という。）の利子（同法第3条の3第3項若しくは第6項又は同法第41条の12の2第4項の規定の適用があるものを除く。）又は同法第6条第11項に規定する外貨債（以下この表において「外貨債」という。）の利子（同法第3条の3第3項又は第6項の規定の適用があるものを除く。）（以下この表において「民間国外債等の利子」という。）につき提出する場合には、その他の利子等についての徴収高計算書と別に作成し、その記載の要領は、次による。
- (1)～(4) 同 左
- 5 同 左

別表第五(一)

令和	年分	利子等の支払調書
	同 左	

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
- (1)～(10) 同 左
- (11) 租税特別措置法第5条の2第1項若しくは第5条の3第1項の規定により非課税とされるもの又は同法第5条の2第5項後段若しくは第5条の3第3項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものにつき、同法第5条の2第1項若しくは第5条の3第1項に規定する特定振替機関等又は同法第5条の2第17項（同法第5条の3第9項において準用する場合を含む。）に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その支払者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
- (12)～(15) 同 左
- 3～5 同 左

別表第五(三)

令和 年分 配当、剰余金の分配、 金銭の分配及び基金利息の支払調書 省略
--

備考

- 1 省略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(9) 省略
 - (10) 租税特別措置法第5条の3第1項の規定により非課税とされるもの又は同条第3項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものにつき、同条第1項に規定する特定振替機関等又は同条第9項において準用する同法第5条の2第19項に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その支払者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - (11)～(14) 省略
 - 3・4 省略

別表第五(四)

令和 年分 非居住者等に支払われる 組合契約に基づく利益の支払調書 省略
--

備考

- 1 省略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(4) 省略
 - (5) 「損益分配割合」の項には、その利益に係る損益分配割合を記載すること。

別表第五(三)

令和 年分 配当、剰余金の分配、 金銭の分配及び基金利息の支払調書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1)～(9) 同 左
 - (10) 租税特別措置法第5条の3第1項の規定により非課税とされるもの又は同条第3項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものにつき、同条第1項に規定する特定振替機関等又は同条第9項において準用する同法第5条の2第17項に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その支払者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - (11)～(14) 同 左
 - 3・4 同 左

別表第五(四)

令和 年分 非居住者等に支払われる 組合契約に基づく利益の支払調書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1)～(4) 同 左
 - (5) 「損益分配割合」の項には、その利益に係る組合契約に定める損益分配割合を記載すること。

- (6)～(12) 省 略
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。

別表第五(丙)

令和	年分	株式等の譲渡の対価等の支払調書
省 略		省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。

(1) 省 略

(2) 「区分」の欄には、株式（法人税法第2条第12号の6に規定する株式交換完全子法人の株式については株式交換完全子法人株式、同条第12号の6の5に規定する株式移転完全子法人の株式については株式移転完全子法人株式、法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式については取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式については取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式については全部取得条項付種類株式、同項第5号に規定する取得条項付新株子約権については取得条項付新株子約権、租税特別措置法第37条の13の3第1項に規定する株式交付子会社の株式（以下この表において「株式交付子会社株式」という。）については株式交付子会社株式）、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。）、端数（法第224条の3第1項第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。）、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権を除く。）、非公社債等投資信託の受益権（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。）、特定目的信託の受益権（社債的受益権を除く。）、社債的受益権、特定受益証券発行信託の受益権、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株子約権付社債、転換特定社債、新

- (6)～(12) 同 左
- 3 同 左

別表第五(丙)

令和	年分	株式等の譲渡の対価等の支払調書
同 左		同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左

(1) 同 左

(2) 「区分」の欄には、株式（法人税法第2条第12号の6に規定する株式交換完全子法人の株式については株式交換完全子法人株式、同条第12号の6の5に規定する株式移転完全子法人の株式については株式移転完全子法人株式、法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式については取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式については取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式については全部取得条項付種類株式、同項第5号に規定する取得条項付新株子約権については取得条項付新株子約権）、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。）、端数（法第224条の3第1項第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。）、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権を除く。）、非公社債等投資信託の受益権（公社債投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。）、特定目的信託の受益権（社債的受益権を除く。）、社債的受益権、特定受益証券発行信託の受益権、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株子約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように記載すること。

優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように記載すること。

- (3) 「番号」の欄には、その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「1」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「2」と、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「3」と、租税特別措置法施行令第19条の3第33項に規定する特定株式又は承継特定株式に係るものである場合には「4」と、同法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等に係るものである場合には「5」と記載すること。

(4) 省 略

- (5) 「支払金額又は交付金額」の欄には、その年中に支払の確定した株式等の譲渡の対価の額又は交付の確定した償還金等の額を記載すること。また、租税特別措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付による株式交付子会社株式の譲渡については、その対価として支払うべき金額のうち、当該株式交付により交付を受けた金銭の額又は金銭以外の資産（当該株式交付に係る同項に規定する株式交付親会社の株式を除く。）の価額がある場合には、当該株式交付子会社株式の譲渡の対価として支払うべき金額を記載するとともに、当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）を内書すること。

(6)～(8) 省 略

- (9) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうち、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定管理株式等の譲渡に係る金額及び当該特定管理株式等と同一銘柄の他の株式又は公社債の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載すること。

(10)～(13) 省 略

- (14) 租税特別措置法第41条の13の3第1項の規定により所得税の徴収がされなかつたものにつき、同項に規定する特定振替機関等又は同条第12項において準用する同法第5条の2第19項に規定する信託の受託者

- (3) 「番号」の欄には、その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「1」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「2」と、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「3」と、租税特別措置法施行令第19条の3第33項に規定する特定株式又は承継特定株式に係るものである場合には「4」と、同法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等又は特定保有株式に係るものである場合には「5」と記載すること。

(4) 同 左

- (5) 「支払金額又は交付金額」の欄には、その年中に支払の確定した株式等の譲渡の対価の額又は交付の確定した償還金等の額を記載すること。

(6)～(8) 同 左

- (9) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうち、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定管理株式等又は特定保有株式の譲渡に係る金額及び当該特定管理株式等又は特定保有株式と同一銘柄の他の株式又は公社債の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載すること。

(10)～(13) 同 左

- (14) 租税特別措置法第41条の13の3第1項の規定により所得税の徴収がされなかつたものにつき、同項に規定する特定振替機関等又は同条第12項において準用する同法第5条の2第17項に規定する信託の受託者

がこの支払調書を作成する場合には、その交付者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）を、それぞれ「支払者又は交付者」の欄又は「交付の取扱者」の欄に記載すること。

(15)～(18) 省 略

3 省 略

別表第五(三)

令和	年分	先物取引に関する支払調書
		省 略

備考

1 省 略

2 この支払調書を、商品先物取引若しくは外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引（以下この表において「商品先物取引等」という。）の差金等決済について提出するときにおける記載の要領は、次による。

(1) 省 略

(2) 「先物取引の種類」の欄には、商品先物取引等の差金等決済を行つた商品取引所（商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。）及び商品名について、東商バージガソリン、堂島とうもろこし、NY MEX原油のように記載すること。

(3)～(13) 省 略

3 この支払調書を、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（以下この表において「市場デリバティブ取引等」という。）の差金等決済について提出するときにおける記載の要領は、次による。

(1) 省 略

(2) 「先物取引の種類」の欄には、市場デリバティブ取引等の差金等決済を行つた金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。4(2)において同じ。）及び商品名について、大坂ミ

がこの支払調書を作成する場合には、その交付者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）を、それぞれ「支払者又は交付者」の欄又は「交付の取扱者」の欄に記載すること。

(15)～(18) 同 左

3 同 左

別表第五(三)

令和	年分	先物取引に関する支払調書
		同 左

備考

1 同 左

2 同 左

(1) 同 左

(2) 「先物取引の種類」の欄には、商品先物取引等の差金等決済を行つた商品取引所（商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。）及び商品名について、東穀とうもろこし、東京金、中部大坂ガソリン、NY MEX原油のように記載すること。

(3)～(13) 同 左

3 同 左

(1) 同 左

(2) 「先物取引の種類」の欄には、市場デリバティブ取引等の差金等決済を行つた金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。4(2)において同じ。）及び商品名について、東証TO

225. 大阪TOPIX、大阪長国OP—c、大阪日経225OP—p、大阪NYダウ、大阪金(標準)、為替証拠金米ドル/円、円3ヵ月金利、円3ヵ月金利OP、CME日経225先物(円建て)のように記載すること。

(3)～(13) 省略

4 省略

5 この支払調書を、カバープログラムの差金等決済について提出するときにおける記載の要領は、次による。

(1) 省略

(2) 「先物取引の種類」の欄には、カバープログラムの差金等決済を行った金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び商品名を記載すること。

(3)～(13) 省略

6 省略

別表第六(二)

令和	年分	退職所得の源泉徴収票
		省略

備考

1 省略

2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。

(1) 省略

(2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額(法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等(以下この表において「短期退職手当等」という。)又は同号ハに規定する特定役員退職手当等(以下この表において「特定役員退

PI X、東証銀行業、東証中国OP—c、大証日経300OP—p、大証ダウ、為替証拠金米ドル/円、円3ヵ月金利、円3ヵ月金利OP、CME日経225先物(円建て)のように記載すること。

(3)～(13) 同左

4 同左

5 同左

(1) 同左

(2) 「先物取引の種類」の欄には、カバープログラムの差金等決済を行った金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び商品名について、大証日経平均株価、大証TOPIX、大証ハンセン指数OP、大証米ドルのように記載すること。

(3)～(13) 同左

6 同左

別表第六(二)

令和	年分	退職所得の源泉徴収票
		同左

備考

1 同左

2 同左

(1) 同左

(2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額(法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額)を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等(以下この表において「特定役員退職手当等」という。)に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄

職手当等」という。)に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

(3) 省 略

(4) 「勤続年数」の項には、令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

(5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

(イ)・(ロ) 省 略

(イ) 令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ) 令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ハ) 令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ) 令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(6) 法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(7) 省 略

(8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第203条第6項に規定する退職所得の受給に関する申告書に、法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

3 省 略

に記載すること。

(3) 同 左

(4) 「勤続年数」の項には、令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

(5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。

(イ)・(ロ) 同 左

(イ) 令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ) 令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(6) 法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(7) 同 左

(8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第203条第8項に規定する退職所得の受給に関する申告書に、法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

3 同 左

別表第七(二)

有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この計算書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(8) 省 略
 - (9) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。
 - イ～ハ 省 略
 - ト 当該投資事業有限責任組合の計算期間において当該組合員が当該投資事業有限責任組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受ける場合 同条第5項に規定する特例適用申告書又は同条第9項各号に定める申告書を提出している旨及びこれらの提出年月日並びに当該投資事業有限責任組合の計算期間の中途において当該組合員が同条第1項第1号から第4号までに掲げる要件を満たさないこととなつた場合にはその満たさないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日
- 3 省 略

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十八条の三第一項第一号の改正規定、第四十七条第三項の改正規定、第四十七条の四の次に一条を加える改正規定、第四十九条第一項第三号の改正規定、第七十七条第一項の改正規定、第九十四条第一項第五号の改正規定、第九十七条の四の改正規定及び別表第六(二)の改正規定(同表の備考2(8)に係る部分を除く。)並びに附則第四条第三項の規定は、令和四年一月一日から施行する。

別表第七(二)

有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1)～(8) 同 左
 - (9) 同 左
 - イ～ハ 同 左
 - ト 当該投資事業有限責任組合の計算期間において当該組合員が当該投資事業有限責任組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受ける場合 同条第5項に規定する特例適用申告書又は同条第9項に規定する変更申告書を提出している旨及びこれらの提出年月日並びに当該投資事業有限責任組合の計算期間の中途において当該組合員が同条第1項第1号から第4号までに掲げる要件を満たさないこととなつた場合にはその満たさないこととなつた事情の詳細及びその事情の生じた年月日
- 3 同 左

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)**第七条**第一項第七号(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和三年財務省令第二十一号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二条の五第一項において準用する場合を含む。)**の**規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)**以後に**所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この項において「改正法」という。)**第一条の規定による改正後の**所得税法(以下「新法」という。)**第十条第二項の規定による同項の非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知、所得税法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第百十三号。以下この項において「改正令」という。)**による改正後の所得税法施行令(以下この項において「新令」という。)**第四十七条第二項の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出、改正法第七条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条第二項において準用する新法第十条第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令第百十九号。以下この項において「令和三年租税特別措置法施行令改正令」という。)****第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。以下この項において「新租税特別措置法施行令」という。)****第二条の四第三項において準用する新令第四十七条第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示するこれらの規定に規定する書類及び新令第四十一条の二第五項の規定によるその写しの添付若しくは提示又は新租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する新令第四十一条の二第五項の規定によるその写しの添付若しくは提示をするこれらの規定に規定する障害者等確認書類について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)**第十条第二項の規定による同項の非課税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知、改正令による改正前の所得税法施行令(以下この項において「旧令」という。)**第四十七条第二項の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出、改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四条第二項において準用する旧法第十条第二項の規定による同項の特別非課**

税貯蓄申込書の提出、同条第五項の規定による告知又は令和三年租税特別措置法施行令改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第二条の四第三項において準用する旧令第四十七条第二項の規定による同項の特別非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示したこれらの規定に規定する書類及び旧令第四十一条の二第五項の規定によるその写しの添付又は旧租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する旧令第四十一条の二第五項の規定によるその写しの添付をしたこれらの規定に規定する障害者等確認書類については、なお従前の例による。

2| 新規則第七条第十項及び第十一項の規定は、施行日以後に同条第八項又は第九項に規定する提出先金融機関の営業所等に対して行う同条第七項第一号に規定する電磁的方法による同条第八項又は第九項に規定する届出書に記載すべき事項及び同条第八項に規定する書類の写しに記載されている事項の提供について適用する。

（確定所得申告書に添付すべき書類等に関する経過措置）

第三条 新規則第四十七条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八条第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第四条 新規則別表第二(一)から別表第二(六)までに定める書式は、施行日以後に提出する所得税法施行規則第十五条に規定する申告書又は申込書について適用し、施行日前に提出した同条に規定する申告書又は申込書については、なお従前の例による。

2| 新規則別表第五(イ)に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する調書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した調書については、なお従前の例による。

3| 新規則別表第六(二)に定める書式は、令和四年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第二項に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき

当該退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

4 前三項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める申告書、申込書、調書又は源泉徴収票に、新規別表第二(一)から別表第二(六)まで、別表第五(ア)及び別表第六(ロ)に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

(所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

附 則

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

第三条 省 略

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令(平成二十六年政令第七十九号。以下この項において「番号利用法整備令」という。)第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正前の所得税法施行令(以下「平成二十六年旧令」という。)第四十一条の第二項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲)(番号利用法整備令第七条(租税特別措置法施行令の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二条の四第三項(障害者等の少額公債の利子の非課税)において準用する場合を含む。)に規定する申請書を提出した者(同日から施行日の前日までの間に第一号から第五号までに掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。)(が、施行日以後最初に所得税法施行規則第七条第八項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等)(租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。))に規定する届出書を提出する場合(施行日以後に第一号又は第六号に掲げる書類のいずれをも提出していない場合に限る。))における所得税法施行規則第七条第八項(租税特

附 則

(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

第三条 同 上

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令(平成二十六年政令第七十九号。以下この項において「番号利用法整備令」という。)第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正前の所得税法施行令(以下「平成二十六年旧令」という。)第四十一条の第二項(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲)(番号利用法整備令第七条(租税特別措置法施行令の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二条の四第三項(障害者等の少額公債の利子の非課税)において準用する場合を含む。)に規定する申請書を提出した者(同日から施行日の前日までの間に第一号から第五号までに掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。)(が、施行日以後最初に新規則第七条第八項(租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。))に規定する届出書を提出する場合(施行日以後に第一号又は第六号に掲げる書類のいずれをも提出していない場合に限る。))における新規則第七条第八項(租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。))の

別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法施行規則第七条第八項中「次に掲げる場合に該当することとなつた場合」とあるのは「その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合」と、「個人番号（第一号に掲げる場合にあっては、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号」と、「書類（第一号に掲げる場合にあっては、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類）」とあるのは「書類」とする。

一 所得税法第十条第四項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書又は租税特別措置法第四条第二項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する所得税法第十条第四項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書

二〇五 省略

六 所得税法施行令第四十三条第二項又は第三項（非課税貯蓄に関する異動申告書）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による申告書

（非課税貯蓄に関する異動申告書等の記載事項に関する経過措置）

第四条 新規則第八条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号。以下この条において「改正令」という。）第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四十三条第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する新令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書について適用し、施行日前に提出した改正令第一条の規定による改正前の

規定の適用については、新規則第七条第八項中「次に掲げる場合に該当することとなつた場合」とあるのは「その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合」と、「個人番号（第一号に掲げる場合にあっては、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号」と、「書類（第一号に掲げる場合にあっては、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類）」とあるのは「書類」とする。

一 所得税法施行令第四十一条第一項（非課税貯蓄限度額変更申告書）に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する所得税法施行令第四十一条第一項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書

二〇五 同上

六 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号。次条において「改正令」という。）第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四十三条第二項又は第三項（非課税貯蓄に関する異動申告書）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による申告書

（非課税貯蓄に関する異動申告書等の記載事項に関する経過措置）

第四条 新規則第八条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する新令第四十三条第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する新令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書について適用し、施行日前に提出した改正令第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正前の所得税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第四十三条第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第

所得税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第四十三条第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する旧令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十四条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下この項において「平成二十五年旧法」という。）第十條第三項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄申告書又は番号利用法整備法第七条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第四条第二項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する平成二十五年旧法第十條第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書を提出した者（同日から施行日の前日までの間に第一号、第二号又は第四号に掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。）が、施行日以後最初に所得税法施行令第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により所得税法施行令第四十三条第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する所得税法施行令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書を提出する場合（施行日以後に第一号、第三号又は第四号に掲げる書類若しくは同号に掲げる電磁的記録（所得税法第十條第二項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する電磁的記録をいう。第四号及び第四項において同じ。）のいずれをも提出し、又は提供していない場合に限る。）における所得税法施行規則第八條第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法施行規則第八條第一項第一号中「個人番号（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所）」とあるのは、「個人番号」とする。

一〇三 省 略

二条の四第三項において準用する旧令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十四条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下この項において「平成二十五年旧法」という。）第十條第三項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する非課税貯蓄申告書又は番号利用法整備法第七条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第四条第二項（障害者等の少額公債の利子の非課税）において準用する平成二十五年旧法第十條第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書を提出した者（同日から施行日の前日までの間に第一号、第二号又は第四号に掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。）が、施行日以後最初に新令第四十三条第一項（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により新令第四十三条第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書又は租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する新令第四十三条第六項に規定する特別非課税貯蓄に関する異動申告書を提出する場合（施行日以後に第一号、第三号又は第四号に掲げる書類のいずれをも提出していない場合に限る。）における新規則第八條第一項の規定の適用については、同項第一号中「個人番号（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所）」とあるのは、「個人番号」とする。

一〇三 同 上

- 四 所得税法施行令第四十一条の二第五項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録
- 3 省略
- 4 改正令附則第四条第二項に規定する財務省令で定める場合は、前条第二項第一号若しくは第六号又は第二項第四号に掲げる書類若しくは同号に掲げる電磁的記録のいずれをも提出し、又は提供していない場合とする。

第六条 所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第三項第一号イを次のように改める。

- イ 次に掲げるいずれかの書類
- (1) 当該特定寄附金を受領した者の受領した旨（当該受領した者が令第二百七十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に該当する場合には、当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第七十八条第二項第三号に規定する寄附金である旨を含む。）、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
- (2) 特定事業者（地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であつて特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができる）と認められるものとして国税庁長官が指定したものをいう。）の地方公共団体が当該特定寄附金を受領した旨、当該地方公共団体の名称、当該特定寄附金の額及び当該特定寄附金を受領した年月日を証する書類

- 四 所得税法施行令第四十一条の二第五項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）（租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書
- 3 同上
- 4 改正令附則第四条第二項に規定する財務省令で定める場合は、前条第二項第一号若しくは第六号又は第二項第四号に掲げる書類のいずれをも提出していない場合とする。

第四十七条の二第三項第一号イを次のように改める。

- イ 次に掲げるいずれかの書類
- (1) 当該特定寄附金を受領した者の受領した旨（当該受領した者が令第二百七十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に該当する場合には、当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨を含む。）、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
- (2) 特定事業者（地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であつて特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができる）と認められるものとして国税庁長官が指定したものをいう。）の地方公共団体が当該特定寄附金を受領した旨、当該地方公共団体の名称、当該特定寄附金の額及び当該特定寄附金を受領した年月日を証する書類